

令和5年度第1回宮城県医療審議会議事録

日 時：令和6年3月14日（木）午後6時から午後6時40分まで

場 所：宮城県行政庁舎17階 1701会議室（Web会議）

出席委員：15名（張替秀郎委員、藤森研司委員、小澤浩司委員、石井幹子委員、佐藤和宏委員、奥村秀定委員、安藤健二郎委員、奥田光崇委員、岩館敏晴委員、泉谷信博委員、山田卓郎委員、青柳直志委員、須田善明委員、澁谷涼子委員、村上伸子委員）

欠席委員：4名（水澤亜紀子委員、橋本省委員、細谷仁憲委員、鈴木玲子委員）

司会	<p>定刻となりましたので、令和5年度第1回宮城県医療審議会の開会に先立ち、WEB会議の開催について、御説明させていただきます。</p> <p>本日のWeb会議開催に当たり、委員の皆様におかれましては、事前に送付しました「WEB会議システムを利用した会議の注意事項について」に記載の注意事項、取り決め事項に御留意いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、会議中におきましては、発言をするとき以外は音声を切っておいただき、御発言の際は、直接挙手をしていただくか、画面下方にございます挙手ボタンをクリックし、御所属と御氏名を仰ってから御発言いただくようお願いいたします。</p> <p>また、会議開催中は、ビデオ映像を映したままにしておいただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから「令和5年度第1回宮城県医療審議会」を開催いたします。初めに、事務局から1点御報告申し上げます。</p> <p>「定足数について」でございます。</p> <p>本会議は、医療法施行令の規定により「委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。」とされております。本日は、委員19人のうち15人の御出席をいただいておりますので、本会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事につきましては、「宮城県医療審議会運営要綱」の規定により、医療審議会会長が議長として議事に入りたく存じます。</p> <p>佐藤会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、議事の前に、本日の議事録署名委員2名を選出したいと思います。特に御発言がなければ、こちらから御指名してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、山田委員と須田委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p>
両委員	<p>【承 諾】</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p>

事務局

それでは、第1号議案の審議に入ります。

第1号議案「病床機能再編支援事業の事業計画について」、事務局から説明願います。

医療政策課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。それでは、病床機能再編支援事業の事業計画について御説明いたします。

はじめに資料1-1を御覧願います。「1 給付金の概要」に記載のとおり、本事業につきましては、地域医療構想の実現を図る観点から、自主的に行われる病床削減等に対して財政支援を行うものでございます。

また、この事業の活用にあたりましては、「2 医療審議会の議事とした理由」に記載のとおり、地域医療構想調整会議と医療審議会の意見を踏まえることが要件とされておりますことから、今年度中に本事業の活用を予定している医療機関の事業計画に対して、御意見を頂戴するものでございます。

「3 令和5年度事業」でございますが、これまでの経過としましては、本事業の活用の有無について意向調査を行ったところ、5つの医療機関から「単独支援給付金支給事業」に関して実施要望がございました。

また、事業活用の要件とされております、地域医療構想調整会議については、令和5年11月6日に仙台区域、令和5年11月8日に大崎・栗原区域において開催しております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。この5つの医療機関から意向があった内容を区域ごとに事業計画としてまとめ、下の方に県の考え方をまとめております。

1ページ目が仙台区域になります。はじめに国立病院機構宮城病院では、将来を見据えた医療需要や医療提供体制の維持を踏まえ、急性期病床60床を無くし、回復期病床を44床から60床へ増床する計画となっております。

次に、仙台青葉クリニックでは、基幹病院との連携を見据え、急性期病床を無くし、無床診化とする計画となっております。

仙台区域においては、急性期の病床数が必要病床数を上回っておりますことから、県といたしましては、この2つの医療機関の急性期病床の削減計画は地域医療構想に沿ったものであると考えております。

なお、仙台区域による地域医療構想調整会議においては、委員からの意見はございませんでした。

裏面の2ページ目を御覧ください。大崎・栗原区域になります。涌谷町国民健康保険病院では、求められる医療機能と診療単価を勘案した上で、急性期病床76床を無くし、回復期病床を60床増床する計画となっております。

次に、永仁会病院では、看護師の適正配置や診療機能の変化に応じた病棟再編を踏まえ、急性期病床80床を46床へ減床する計画となっております。

	<p>続いて、あさの眼科医院では、白内障手術の外来での実施や病床稼働率の低下を踏まえ、急性期病床を6床から4床へ減床させる計画となっております。</p> <p>県といたしましては、大崎・栗原区域においても、仙台区域と同様に急性期の病床数が必要病床数を上回っている状況でありますことから、この3つの医療機関の急性期病床の削減計画は地域医療構想に沿ったものであると考えております。</p> <p>なお、大崎・栗原区域による地域医療構想調整会議においては、委員からの意見はございませんでした。</p> <p>続いて、今後のスケジュールについて御説明します。資料1-1にお戻りください。5の「今後のスケジュール予定」になりますが、対象医療機関からの交付申請、県の交付決定等の手続きを踏まえ、4月上旬に、実績報告に基づく給付金の支給を考えております。</p> <p>最後に令和6年度事業の活用予定について、御説明します。資料1-3を御覧ください。</p> <p>令和6年度事業においても、意向調査を実施しており、単独支援給付金支給事業で5件、統合支援給付金支給事業で1件の意向が示されておりましたので、一覧表にて御報告をさせていただきます。</p> <p>なお、現時点では、医療機能ごとの削減病床数までの報告を受けており、具体的な事業計画については、次年度に改めて対象となる医療機関に確認をする予定としておりましたので、確認後においては、まずは地域医療構想調整会議にて御意見を賜ってまいりたいと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	ただ今の事務局説明に対して、御質問等がございますか。
各委員	【質疑なし】
会長	他に御質問等ございませんか。
	なければ、第1号議案「病床機能再編支援事業の事業計画について」は、以上とします。
	それでは、第2号議案の審議に入ります。
	第2号議案「医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定について」、事務局から説明願います。
事務局	続きまして、医療人材対策室から、資料2「医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定について」御説明申し上げます。
	令和6年4月1日から、勤務医の皆様にも時間外労働の上限規制が適用されるとともに、健康を確保するためのルールが導入されることとなっております。

原則的な時間外・休日労働時間の上限は年960時間となりますが、一定の要件に該当し、県から特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関については、年1,860時間が上限となります。

本日は、令和6年4月から始まる医師の働き方改革関係の情報共有とともに、医療法第113条第5項等に基づき、宮城県における特定労務管理対象機関の指定について、御意見を賜りますとともに、御承知いただきますようお願いいたします。

まず、①時間外労働の上限規制について、御説明申し上げます。

医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、年960時間を上回る時間外・休日労働を行わせる場合は、その理由に応じて、宮城県知事から指定を受ける必要があります。指定の種類は、B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準の4つがあります。

医療機関は原則年960時間の時間外・休日労働が上限となりますが、これは指定取得が不要で、A水準となります。

特定労務管理対象機関といわれるB水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準については、それぞれ長時間労働が必要な理由が異なります。

B水準は地域医療の確保のため、連携B水準は他院と兼業する医師の労働時間と通算すると長時間となるため、C-1水準は臨床研修・専門研修医の研修のため、C-2水準は長時間修練が必要な技能の習得のため、年の時間外・休日労働が1,860時間となります。

なお、1つの医療機関が複数の水準の指定を受けることができます。

次のスライドで、4月から始まる医師の健康確保のためのルールについて御説明申し上げます。

十分な睡眠が取れずに連続して勤務する時間が長くなると、疲労が蓄積し、注意力の低下などによる医療ミスリスクも高まります。

そのため、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることを見込まれる場合は、面接指導を行う必要があります。これは、A水準を含むすべての医療機関が対象です。

さらに特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関については、勤務医が確実に休息を取ることができるよう、退勤から翌日の出勤までに原則9時間のインターバルを空ける必要があります。

これらの取組について、保健所による立入検査を通じて指導を行い、また、未履行が確認された場合には、支援を必要とする医療機関に対して県等から勤務環境改善の支援を行うこととなります。改善の取組が十分になされない場合は、県による改善命令や特定労務管理対象機関の指定取消しの措置を行うことがあります。

次のスライドで本県の特定労務管理対象機関の指定手続の流れについて御説明申し上げます。

こちらは、医療機関が宮城県から指定を受ける際の手続の流れを示したものです。

まず、①にありますとおり、医療機関は日本医師会が運営する評価センターに必要書類を提出し、評価を受けます。

次に、②として評価センターから、医療機関と都道府県に、評価結果が通知されます。

その後、③として評価結果を受け取った医療機関は、都道府県に指定申請を行います。

④として、申請を受けた都道府県は、評価センターから受け取った評価を踏まえて医療機関の指定の判断を行います。評価センターから受け取った評価については、次のスライドで御説明いたします。

⑤が現在地となりまして、指定に当たり、医療審議会に御意見を伺います。なお、今回の医療審議会における意見聴取に先立ち、医療従事者の確保対策を協議する地域医療対策協議会においても情報共有させていただいており、特段問題ない旨確認いただいております。

最後に、⑥として、いただいた御意見を踏まえ、医療機関を指定します。指定した旨を医療機関へ通知し、県HPにて公示します。

次のスライドで、医療勤務環境評価センターにおける評価結果について御説明申し上げます。

こちらのスライドは、医療勤務環境評価センターの評価結果について、評価の考え方を中心にまとめたものです。特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、長時間労働の医師に対する労務管理や健康確保を着実に実行できる体制が整っている必要があります。

医療勤務環境評価センターでは、表左上からカテゴリー1として労働関係法令及び医療法に規定された18の必須事項を全て満たした医療機関に対し、カテゴリー2-1及び2-2として労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況や、カテゴリー3として労働時間の実績を総合的に踏まえて、スライド右下の①から④の全体評価を実施します。

なお、本表は評価センター及び厚生労働省の資料から宮城県が整理したものですので、他の資料への流用はお控えくださいますようお願いいたします。

次のスライドで、県内の特定労務管理対象機関の指定申請状況について御説明申し上げます。

こちらのスライドは、県内の特定労務管理対象機関の指定を受けるため申請した医療機関を一覧にしたものです。11施設から申請を受け、全施設で指定に係る要件に合致することを確認いたしました。指定に係る要件については、次のスライドで御説明申し上げます。

なお、11施設は全てB水準を申請しており、うち2施設は連携B水準、6施設はC-1水準を併せて申請しております。

また、評価センターにおける評価結果は表中央の欄のとおりとなっております。

11施設全てで、必須項目を満たしたほか、今後の取組予定状況についても十分であることが評価されており、7施設では「医師の労働時間短縮に係る取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる」という一番上の①の評価を受けています。

そのほか3施設は「医師の労働時間短縮に係る取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない」という上から2番目の②の評価、1施設は「医師の労働時間短縮に係る取り組みに改善が必要であるが、今後の取組の改善が見込まれる」という上から3番目の③の評価を受けています。

これらの4施設についても、必須項目を満たしているほか今後の取組予定状況についても十分であることが評価されており、県としては、医療提供体制を踏まえながら毎年の労働時間短縮状況を確認するとともに、勤務環境改善支援センターを通じた支援を行ってまいります。

	<p>次のスライドで、各水準の指定要件について御説明申し上げます。</p> <p>こちらのスライドは、指定に当たって確認が必要な要件についてまとめたものです。</p> <p>まず、各水準共通の要件としては表の左側（１）から（４）までとなっており、全ての申請医療機関で要件に合致しております。</p> <p>B 水準の指定要件は、右から３番目の欄になりますが、黒丸で記載する要件のいずれかが満たされる必要があり、全ての申請医療機関でいずれかの要件に合致しております。</p> <p>また、連携 B 水準については、医師の派遣があること、C-1 水準については、臨床研修又は専門研修があることが要件となりますが、当該水準の申請医療機関についてはすべて、要件に合致しております。</p> <p>スライドを一つ戻らせていただきます。</p> <p>以上、宮城県における特定労務管理対象機関の指定について御説明申し上げます。</p> <p>指定申請した 11 医療機関はいずれも指定に当たって問題がなく、県としては指定したいと考えております。本審議会ののち、速やかに特定労務管理対象機関の指定に向け手続を進めさせていただきたく存じます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今の事務局説明に対して、御質問等はございますか。</p>
各委員	<p>【質疑なし】</p>
会長	<p>なければ、第 2 号議案「医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定について」は、異議なしということよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>御異議がないものと認め、そのように決定することとします。</p>
事務局	<p>それでは、第 3 号議案の審議に入ります。</p> <p>第 3 号議案「地域医療支援病院の名称使用の承認について」、事務局から説明願います。</p> <p>第 3 号議案について御説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料 3 を御覧願います。</p> <p>一般財団法人厚生会仙台厚生病院から申請のありました「地域医療支援病院の名称使用承認申請」について、医療審議会にお諮りするものです。それでは、内容につきまして、担当から説明申し上げます。</p> <p>では、資料の 2 ページを御覧ください。地域医療支援病院の概要です。</p> <p>地域医療支援病院制度は、患者に身近な地域で医療が提供されるよう、かかりつけ医を支援する能力を備えている病院について、都道府県知事が「地域医療支援病院」の名称使用を承認し、医療機関の適切な役割分担と連携を図るために設けられた制度です。</p>

2の継続承認についてです。

仙台厚生病院は、平成14年に承認を受けて地域医療支援病院の名称を使用しておりますが、今年5月に移転することから改めて承認の申請がなされました。

移転した場合、新たな病院体制のもとで1年間実績を積み、それをもって承認手続を行うことが原則ですが、国に照会したところ、移転先が同一医療圏内にかつ小規模な移転であること、病院としての機能が同等であること、病院の利用者数が同等であること、の3つの要件を満たすと県及び医療審議会が判断した場合は、移転前の実績を用いた継続的な承認も差し支えないとの回答を得ています。

今回の申請は、移転先が直線距離で1.3キロメートルと小規模であること、提供する医療機能も変更がなく、利用者も同等と見込まれることから、新病院においても引き続き名称使用が可能であると考えております。

3ページを御覧ください。地域医療支援病院の承認要件は、医療法及び関係法令に定められており、こちらに記載のとおりです。

4ページを御覧ください。

仙台厚生病院の継続承認の要件及び承認要件の適否です。

事務局での審査の結果、医療法等に定める全ての要件を満たしていることを確認しております。

5ページを御覧ください。

医療法施行規則により、地域医療支援病院の管理者の責務を都道府県が地域の実情に応じて追加することができるとされております。

国の通知では、責務の例として、医師の少ない地域の支援、必要な医療に重点化した医療の提供、平時からの準備も含めた感染症医療の提供、災害時の医療提供が示されております。

仙台厚生病院は、医師の少ない地域への医師派遣の実績を有するとともに、循環器・呼吸器・消化器の3領域を中心として設備及び人材の充実を図り、特に心臓血管領域においては24時間体制の診療体制を確立しています。

また、移転後の病院では、陰圧等を設置した感染症患者に対応できる病床として利用できる区画を病棟に設置するなど感染症医療の提供が整備されており、免震構造の病院施設、非常電源の確保、BCP計画等により災害発生時には早期の復旧を行い、災害時における地域医療の確保にも努めています。

以上のとおり責務の例に示す事項に関する実績を相当程度満たしていることから、責務を追加する必要性はないと考えております。

また、令和6年3月に書面開催された仙台区域の宮城県地域医療構想調整会議における本件の協議結果は「異議なし」でした。

申請書類については、事務局において、医療法及び関係法令に照らして審査し、いずれも法令上の要件を満たしております。また、宮城県地域医療構想調整会議（仙台区域）において、本件の協議結果は「異議なし」とされておりますことから、事務局としては「承認が適

	<p>当である」と考えております。</p> <p>御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>ただ今の事務局説明に対して、御質問等はございますか。</p>
各委員	<p>【質疑なし】</p>
会長	<p>他に御質問等はございませんか。 なければ、第3号議案「地域医療支援病院の名称使用の承認について」は、異議なしという ことよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>御異議がないものと認め、そのように決定することとします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。「令和5年度宮城県医療審議会医療法人部会の審議結果」 について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>報告事項（1）として、今年度の医療法人部会の審議結果について御報告いたします。資 料4をお開きください。</p> <p>今年度においては、第1回医療法人部会を5月に開催し、御審議いただいた結果、資料4 の2ページのとおり、9件の設立、3件の解散の認可を行いました。</p> <p>また、第2回医療法人部会を11月に開催し、御審議いただいた結果、資料4の4ページ のとおり、1件の合併の認可、1件の分割の認可、12件の設立の認可、7件の解散の認可 を行いました。</p> <p>報告事項1については以上です。</p>
会長	<p>ただ今事務局から報告がありましたが、御質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>【質疑なし】</p>
会長	<p>それでは、「令和5年度宮城県医療審議会医療法人部会の審議結果」については、御承認い ただいたものとします。</p> <p>続きまして、「令和5年度第4回宮城県医療審議会医療計画部会の審議結果」について、事 務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>報告事項（2）として、令和5年度第4回宮城県医療審議会医療計画部会の審議結果につ</p>

	<p>いて御報告いたします。資料5を御覧ください。</p> <p>医療計画部会では、第8次宮城県地域医療計画について御審議いただき、2月に開催された第4回医療計画部会において、第7次計画の進捗状況とあわせ、最終案をお認めいただきました。</p> <p>今後の予定としましては、今月中に宮城県医療審議会から答申をいただいた上で、令和6年4月に施行する予定です。</p> <p>報告事項(2)については以上です。</p>
会長	<p>ただ今事務局から報告がありましたが、御質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>【質疑なし】</p>
会長	<p>それでは、「令和5年度第4回宮城県医療審議会医療計画部会の審議結果」については、よろしいでしょうか。</p> <p>他になければ、報告事項はこれで終了します。</p>
事務局	<p>最後に「その他」ですが、委員の皆様何かございますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局からも特段ございません。</p>
会長	<p>それでは、以上で令和5年度第1回宮城県医療審議会の議事を終了します。</p>
司会	<p>皆様、本日は慎重なる御審議をいただきありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の令和5年度第1回医療審議会を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でございました。</p>